

## ハイレベルのメッセージ：モニタリング期間のための ICS バージョン 2.0 および比較可能性評価

保険資本基準(ICS)は、保険監督者国際機構(IAIS)により、グループの資本基準における国際的なコンバージェンスを強化するために、国際的に活動する保険グループ(IAIGs)のグループソルベンシーの監督上の協議に用いる共通言語を策定することを目的に策定されている。最終的な目標は、法域を越えて比較可能、すなわち、実質的に同一の結果を達成することができるような、共通の手法を含む単一のICSである。

最終的な目標に向けた工程におけるマイルストーンの1つは、モニタリング期間のためのICSバージョン2.0の公表である。2020年1月から、ICSは5年間のモニタリング期間に突入し、その期間中、グループ全体の監督者(GWS)に対する非公開ベースでの報告、監督カレッジにおける協議、及びIAISによるさらなる分析のために使用される。ICSは規定資本要件(PCR)として利用されることはない。すなわち、ICSの結果は、監督上の介入措置を発動させる根拠として利用されることはなく、IAIGsはICSに準拠して自社グループの事業活動を管理することまで求められない。また、モニタリング期間のためのICSバージョン2.0は監督者による意思決定のためのものではなく、第三者による使用を意図するものでもない。これに関連して、IAISはIAIGsに対して、自社グループのICSバージョン2.0の結果をいかなる第三者にも開示しないよう推奨する。

モニタリング期間の目的は、一定期間のICSの動向を監視することであり、IAIGsの資本充分性を測ることではない。この目的上、モニタリング期間は、参照ICSおよび追加報告にとって安定的な期間となることが意図されている。このことは、開発中のICSを改善するための、モニタリング期間中に特定された重大な欠陥または意図せざる影響の明確化、改善および修正の可能性を排除するものではない。

IAIGsのモニタリング期間への積極的な参加は、ICSに関する有効なフィードバック(参照ICSおよび、該当する場合、GWSの裁量で追加報告をカバーする)を提供するために、非常に重要である。合算手法(アグリゲーション・メソッド=AM)はモニタリング期間のためのICSバージョン2.0の一部でないが、IAISはAMの開発に関心がある法域からのデータ収集を継続する予定である。IAISは、このアプローチを通じて、モニタリング期間終了時まで、AMがICSに比較可能な、すなわち実質的に同じ結果を提供するかどうかを評価することを目指す。

IAISは、ICSによるリスクの適切な捕捉を確保するために、様々な法域およびビジネスモデルが可能な限り参加することを目指している。その目的のために、IAISは、GWSに対し

て、法域内の IAIGs に参加を強く奨励するレターを出す予定であり、GWS が IAIGs に対して適切な形式で伝えることを期待している。IAIS は、IAIGs に対して参加を強く奨励する予定ではあるものの、IAIS は基準設定主体であって、GWS に対して直接何らかの報告を義務付ける法的権限を有さず、また、最終的な意思決定は GWS に委ねられている。さらに、IAIG の参加に関して、毎年、見直す時期がある。

モニタリング期間中に受領したフィードバックは、ICS のさらなる改善に活用されることになる。監督者からのフィードバックに加えて、IAIS はステークホルダーが関与することで得られるフィードバック、市中協議、および経済的な影響度評価の結果を考慮し、それら全ては、ICS バージョン 2.0 の変更につながる可能性がある。モニタリング期間中、IAIS はフィールドテスト期間中と同レベルでステークホルダーの関与を維持する予定。